

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成14年3月28日(木)
午前9時30分 ~ 午後0時20分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、刑事局長、交通局長、警備局長、
情報通信局長、官房審議官(生活安全局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 政策評価に関する基本計画等の策定について

警察庁から、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画案等」について説明があり、原案どおり決定した。

この件に関し、各委員から次の旨の発言があった。

委員

今回の基本計画案では、計画期間を本年4月1日から平成17年12月31日までとし、さらに、同基本計画の運用について改めて通達するとのことであるが、その案を見るとそのほとんどの場合で、

国家公安委員会と警察庁とが共同して政策評価を行うことになると
思われる。しかしながら、このように国家公安委員会と警察庁とが
並列に記されていると、警察制度に対し、国家公安委員会が独自に
いろいろな意見を述べるという機会がなくなるのではないかとの懸
念がある。計画期間の途中、公安委員の間でいろいろな議論をして、
公安委員会が政策評価にどのように関与していくかについて、意見
がまとまった場合には計画の修正もあり得ると思うが、この点を確認
したい。

委員

政策評価については、一番重要なのは総合評価計画書であり、同
計画書中の「警察改革の推進」という行政課題に関して2点確認し
たい。1点目は、総合評価計画書案の中で、警察改革の推進という
課題があって、その中に「警察における厳正な監察の実施」という
のがあるが、警察法第12条の2では、「国家公安委員会は警察庁
に対し個別具体的な監察の指示を行うことができる。」旨の規定の
運用をどのように評価するのかという問題があると思う。2点目は、
同計画書案の中の「暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決」につい
て、暴力団対策そのものについての具体的な政策の中身が不十分で
あるように思われる。これでは、警察が暴力団に対してどういう姿
勢で臨むのか、あるいは、暴力団員を減らす対策や企業舎弟の問題
等に対する政策の目標等が明確でないのではないか。

各委員の発言に対し、警察庁側から次の旨、説明した。

御指摘のように国家公安委員会が独自に政策評価する必要があ
るということで、国家公安委員会が実施機関になることが政策評
価法で定められた。ただ、ほとんどの場合が、警察の行う事務に
関連してくることから、国家公安委員会と警察庁とが共同で政策
評価することが多くなるものと思われる。国家公安委員会におけ

る議論の中で、独自に政策評価を行うということになった場合には、警察庁が資料の提出を行うなどの形で補佐することになる。

「警察改革の推進」については、総合評価計画書の中の行政課題の一つとして、かつて策定された警察改革要綱がどういう形で推進されるかフォローして評価していくという観点で記載している。監察について、国家公安委員会として政策評価に取り組むということであれば、それは当然、自ら国家公安委員会の管理機能の状況を評価していくものと思われる。暴力団対策については、平成14年実績評価計画書の中に「暴力団等による違法・不当な行為を封圧する」という基本目標を掲げて、総合的な対策を講じているところであり、必要であれば、今後、評価の項目を格上げすること等はある。

警察では、文言にはなっていないけれども当然のこととして、これまでも暴力団の壊滅に向け、「人、物、金」に対する対策を強力に推進してきたところであり、そのような趣旨は実績評価計画書に盛り込んでいるところである。

(2) (財)共栄火災交通財団の解散及び残余財産の処分の承認について
警察庁から、「(財)共栄火災交通財団の解散と、同財団の残余財産を(財)交通事故総合分析センターに寄附することについて承認していただきたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(3) 李鵬中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長の来日に伴う静穏保持法に基づく地域指定に関する協議について
警察庁から、「外務大臣から国家公安委員会に対し、李鵬委員長の来日に伴い、4月2日から9日までの間、迎賓館等の周辺地域を静穏保持法に基づく規制地域に指定したい旨の協議がなされた。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(4) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「香川県警察が、県予算執行時の不適正な事務処理を行っていた事案に関し、同県警察本部長等の責任について、警察庁懲戒審査会は、本日、審査結果を国家公安委員会に答申するとともに、国家公安委員会の了承が得られれば、地方警務官4人を本部長訓戒の措置とする予定である。また、警察庁は、同日、同県警察の元本部長等6人を減給等とする予定である。」旨の説明があり、公安委員会として処分案を決定及び了承した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

2 報告事項

(1) 平成13年中における来日外国人犯罪の現状について

警察庁から、「平成13年中の来日外国人犯罪の検挙人員が過去最多となったほか、凶悪化、組織化及び全国拡散の傾向がみられた。」旨の報告があった。

(2) 国会の状況について

警察庁から、「3月14日から27日までの間に行われた参議院予算委員会の状況等」について報告があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「千葉県警察の巡査部長が、平成10年1月ころ、中古車販売業者から、情報提供等の見返りに現金2万円を受け取っていた事案に関し、同県警察は、本年3月22日、同人を収賄罪で検察庁に書類送致するとともに、懲戒免職処分とした。

山口県警察の技術吏員らが、平成13年7月ころ、女性にわいせつな行為を行った事案に関し、同県警察は、3月18日、同人を懲戒免職処分とした。」

旨の報告があった。

(4) 平成13年中の警察安全相談業務の現状について

警察庁から、「平成13年中の相談取扱件数は、93万件余りで、前年に比べ約25%増加した。」旨の報告があった。

(5) ストーカー対策の推進状況について

警察庁から、「平成12年11月のストーカー規制法施行から昨年12月末までの間の適用状況は、警告988件、禁止命令等38件、ストーカー行為罪による検挙153件などであった。」旨の報告があった。

(6) 「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会」における調査研究結果について

警察庁から、「『インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会』における違法・有害コンテンツの実態とその対策についての調査研究結果」について報告があった。

(7) 八葉グループに係る栄養補助食品委託販売名下の出資法（預かり金）違反容疑事件について

警察庁から、「警視庁等の合同捜査本部は、『八葉グループ』の経営者らが、栄養補助食品委託販売名下に利益配当及び元本返還を約束するなどして消費者から現金を受け入れていた事案に関し、3月25日から昨日までに、出資法違反で関連40箇所を一斉搜索した。」旨の報告があった。

(8) 司法制度改革推進計画について

警察庁から、「先般、閣議決定された司法制度改革推進計画について警察庁に関連する事項」について報告があった。

この件に関し、委員長、各委員から次の旨の発言があった。

委員長

今回の司法制度改革推進計画に盛り込まれた事項の中には警察にも非常に関わりの大きい問題もあるから、これらの問題について相当慎重に考えていかなければならない。場合によっては国家公安委員会で議論し、国家公安委員会と警察との共同作業により、一つの意見を表明することについても検討してほしい。

委員

「新たな時代に対応しうる捜査・公判手続のあり方」の多角的見地からの検討は、特に麻薬、外国人犯罪対策との関連で、公安委員会として議論する必要があると思われる。

委員

この問題を議論することに異論はないが、個々が意見を言い合うだけではまとまりを欠くだろうし、まとまった方向性を見つけるには、我々においてそれなりの検討のシステムを考える必要がある。

委員

非常に重要な検討課題であると思われるので、議論の進め方として、まずそれぞれのメリット、デメリット等、細かな材料を提供してもらった上でいろいろ議論したい。

委員長、各委員の発言に対し、警察庁から、「司法制度改革の問題については、警察庁として意見を述べる場合、節目節目で公安委員会の御意見を踏まえながら折衝していく形をとりたい。今後は、委員長の指示も受けながら、別途議論の場を設けるなどして検討させていた

だきたい。」旨、説明があった。

(9) 「交通安全マップ」の供用について

警察庁から、「警察庁及び国土交通省が保有する交通事故関連情報を分析した『交通安全マップ』を4月1日からインターネットを利用して国民に提供することとした。」旨の報告があった。

(10) 警察庁長官狙撃事件について

警察庁から、「警察庁長官狙撃事件は、現在、警視庁において、所要の捜査を推進するとともに、全国警察においても、本件関連情報の収集に努めているところである。」旨の報告があった。

(11) 李鵬中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長の来日をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「李鵬委員長は、4月2日から9日までの間、来日する予定であり、警視庁等の関係警察では所要の体制で警察措置を講じることとしている。」旨の報告があった。

(12) ジョン・デナム英国内務閣外大臣と国家公安委員会委員長との会談について

警察庁から、「本日、警察庁において、英国内務閣外大臣と国家公安委員会委員長とが会談し、ワールドカップサッカー大会に向けた日英両国警察の協力関係について意見交換を行う。」旨の報告があった。

(13) 2002年ワールドカップサッカー大会の安全対策に関する第4回日韓定期協議の開催について

警察庁から、「ワールドカップサッカー大会の安全対策に関し、4月4日、ソウルにおいて、関係省庁連絡会議の安全対策部会と韓国の安全対策統制本部との第4回定期協議が開催される予定である。」旨の報告があった。

(14) 機動隊「新型個人装備品」の整備について

警察庁から、「警察庁では、ワールドカップサッカー大会警備で暴徒鎮圧に当たる機動隊員用のヘルメット、透明盾等を開催県等の機動隊に整備した。」旨の報告があった。

(15) 「総理大臣官邸警備隊」の設置について

警察庁から、「4月に供用開始となる新総理大臣官邸の警備の万全を期するため、4月1日付けで警視庁に『総理大臣官邸警備隊』が設置される予定である。」旨の報告があった。

(16) 元在日ロシア通商代表部員にかかる秘密保護法違反事件の送致について

警察庁から、「警視庁は、平成11年10月、当時の在日ロシア通商代表部員が、防衛調達関連会社の社長に対し、『防衛秘密』に該当するマニュアル等を要求した事案に関し、本年3月22日、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反事件として検察庁に書類送致した。」旨の報告があった。

(17) e - J a p a n 重点計画に盛り込まれた施策の進捗状況について

警察庁から、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を定めたe - J a p a n 重点計画に関する警察庁における進捗状況」について報告があった。